

しょうぼう 鈴峰分署 だより



発行 令和6年2月5日
〒519-0314
鈴鹿市長澤町381番地
鈴鹿市中央消防署鈴峰分署
発行責任者 鈴峰分署長 荻野 六素
電話・FAX 059-371-0119

救急車が新しくなりました！！

令和5年11月29日より、鈴峰分署に新しい救急車が配備されました。

車両はもちろんのこと、車内の資機材もすべて最新の物に更新されました。

以前の救急車は、悪路の走行時、車内では非常に揺れましたが、最新車両ということもあり、あまり揺れを感じません！傷病者搬送時に非常に重要な機能となっています。

ぜひ近くまで来られた際は、車両の見学に来てください！



一目でどこの消防署の救急車かわかるようになりました！



「救急車を呼んだ方が良いか」、
「今すぐ病院に行った方が良いか」など、判断に困ったことはありませんか？
その場合は、[「0120-239-865 鈴鹿市医療・健康相談ダイヤル24」](tel:0120-239-865)に電話することで、医療健康等の相談を受けることができます。

消防署での住民票の写し交付サービスが終了となります

令和6年3月31日(日)をもって、消防署での住民票の写し交付サービスが終了します。マイナンバーカード(個人番号カード)また住基カード(住民基本台帳カード)を利用してコンビニエンスストアでも住民票の写しの交付が受けられますので、今後はそちらをご利用いただきますようお願い申し上げます。

マイナンバーカードを活用しよう!



野外焼却について

作：鈴峰分署 仲村 藍里

例外として



どうしていますか?

皆さんは刈り取った草木



廃棄物の処理については
鈴鹿市環境部 廃棄物対策課
(Tel 059-382-7609)
火災とまぎらわしい行為の届出については
中央消防署 鈴峰分署
(Tel 059-371-0119)

また、火災とまぎらわしい煙が発生する行為を行う場合、火災予防条例により届出が必要です。

廃棄物を処理施設以外で焼却することは、原則禁止されています!

